

昭和57年 12月10日号

# 広報 ちばやあかさか

第125号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081 編集 企画広報課

## 人の動き

世帯数および人口

(昭和57年11月末日現在)

|     |        |
|-----|--------|
| 世帯数 | 1,920戸 |
| 人口  | 7,761人 |
| 男   | 3,765人 |
| 女   | 3,996人 |

## 電話メモ

議会事務局 ②0081

教育委員会事務局  
②0081

自然休養村管理  
センター ②1447～8

小吹台連絡所 ②7600

診療所 ②0038

金剛山ロープウェイ  
④0128

多聞小学校 ④0102

多聞幼稚園 ④0137

千早小学校 ②0050

千早幼稚園 ②0020

小吹台小学校 ②7100

小吹台幼稚園 ②7219

赤阪小学校 ②0205

赤阪幼稚園 ②0356

千早赤阪中学校 ②0004

千早駐在所 ④0112

東阪駐在所 ②0562

赤阪駐在所 ②0563

富田林消防署(緊急時)  
07212 ④-8199



## 冬山到来

金剛山(一・一二五メートル)

は、これから本格的な冬山シーズンを迎えます。

名物の樹氷を見ながら一気に昇る村宮金剛山ロープウェイは快適です。

今冬も登って見よう体力づくりと身近かな自然を求めて。

## 今月号の主な内容

|               |     |
|---------------|-----|
| ◆ 議会の動き       | 2 頁 |
| ◆ 村税は納期内に     | 2 頁 |
| ◆ 国民健康保険と年金   | 3 頁 |
| ◆ 最低賃金の改正     | 4 頁 |
| ◆ 人権意識の高揚     | 5 頁 |
| ◆ 工業統計調査にご協力を | 5 頁 |
| ◆ 幼稚園児募集      | 6 頁 |
| ◆ 教室の窓        | 6 頁 |
| ◆ 年末年始特集      | 7 頁 |
| ◆ 行事予定表       | 8 頁 |

# 議会の動き

◎会期 十一月二日（一日）  
◎議決案件 六件

議決案件は次のとおりです。

▽第四十三号議案「専決処分（昭和五十七年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算（第六回）の承認の件」（承認）  
（これは条例に基づいた災害援護資金の貸付に関する予算の補正です。一件一八〇万円の申請がありまして、専決処分をしたものです）

▽第四十四号議案「水分配水池築造工事請負契約の件」（可決）  
（この工事は生活環境整備事業の一環として、生活用水の安定供給を図り、効率のかつ円滑な運営のための施設工事です。契約金額一四五〇万円、契約の相手方〓枚方市伊賀栄町十五番十一号、国際コンクリート株式会社、工期〓契約締結日〓昭和五十八年二月二十一日）

▽第四十五号議案「上水道集中管理システム設備工事請負契約の件」（可決）  
（この工事は広域的に点在しています水道施設の状態を速やかにしかも的確に把握するための集中管理システム設備工事です。契約金額一四二〇万円、契約の相手方〓大阪市東区今橋五丁目二三番地の一、沖電気工業株式会社関西支社、工期〓契約締結日〓昭和五十八年二月二十一日）

▽第四十六号議案「教育委員会委員の任命の件」（同意）  
（これは任期満了に伴う教育委員の任命です。千早赤阪村大字森屋三七六番地の菊井弘氏が再任されました。任期は四年間です）

結日〓昭和五十八年二月二十一日

▽第四十七号議案「昭和五十七年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算（第七回）の件」（可決）  
（五十七年度一般会計予算の第七回目の補正です。七、七三三万八千円を追加し、総額は一億一、九一八万一千円となります。補正の主なものとは災害関係で、山地崩壊防止工事費等が三、三八五万円、農業施設・農地・林道等の災害に係る事務費等で三、六四五万円、その他、災害のアルバイト賃金及び崩壊除去経費です）

▽第四十八号議案「昭和五十七年発生した農地及び農業用施設災害復旧事業実施の件」（可決）  
（これは台風十号及び追い打ち豪雨により発生した農業用施設の水路・農道七箇所、農地十一箇所の災害復旧事業です）

〓その他〓  
〓産業建設常任委員会委員長に協

〓産業建設常任委員会委員長に協

條政美議員を選任（東條議員の死亡による）

〓ロープウェイ問題調査特別委員会副委員長に西岡為一議員を選任（東條議員の死亡による）

〓大和川下流流域下水道組合議員に奥田治議員が当選（東條議員の死亡による）

〓大和川下流流域下水道問題特別委員会〓公共下水道問題調査特別委員会に變更

## 検査審査員

### 候補者選定会

11月13日午前九時三〇分、役場二階議場に選挙管理委員長山本愛雄、委員長代理田中善行、委員尾花寿男、清井醇一氏が参集され、選定会を開き、抽せんの結果、次の三氏を検査審査員候補者に選定しました。

第二群 仲谷 頼之  
第三群 浦野三三代  
第四群 野上 信次

なお、検査審査会制度のくわしい内容をお知りになりたい方は、広報ちはやあかさかの10月号をごらんください。



## 村税は

### 納期内に納付を！

本月は、各地区への出張徴収はおこないません。十一月末日で本年度の出張徴収は終了しました。納税者の皆様には完納にご協力くださいまして厚くお礼申し上げます。

なお、一部未納のある方は、納期限も過ぎた税目もありますので早急に金融機関または役場で自主納税してくださるようお願い申し上げます。

納税者の負担の公平、事務処理効率化のため、戸別徴収はできる限り控えておりますのでご了承ください。

（納付書がない場合は役場事務課徴収係まで、ご連絡ください）

## 生命保険料控除

知っておきたい税の知識

生命保険料を支払った場合



| 支払保険料                    | 控除額                                      |
|--------------------------|------------------------------------------|
| 25,000円まで                | 支払保険料の全額                                 |
| 25,000円を超え<br>50,000円まで  | 支払保険料<br>$\times \frac{1}{2} + 12,500$ 円 |
| 50,000円を超え<br>100,000円まで | 支払保険料<br>$\times \frac{1}{4} + 25,000$ 円 |
| 100,000円を超え              | 50,000円                                  |

納税者本人や家族を受取人とする生命保険や簡易生命保険の保険料、郵便年金や生命共済の掛金などを支払った場合は、その年の支払額に応じた「生命保険料控除」の額がその年の所得金額から控除されます。

ただし、保険期間が五年に満たない生命保険契約や生命共済に係る契約で、保険期間満了の日に生存している場合など特定の場合に保険金が支払われることになっている、いわゆる貯蓄保険の保険料は控除の対象となりません。

また、その年に生命保険契約に基づいて受け取った剰余金や割戻金は、支払った保険料から差し引くことになっています。生命保険料控除額は、次のとおりです。

## 国民健康保険

## わたしたちの医療費と保険料

現在、わが国に「健康保険」という制度がいくつかあります。この制度は、ふだんからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、病気がけがにあってたときの医療費にあてようという相互扶助を目的として運営されています。ところが毎年のように医療費が増えつづけているため健康保険の財政は厳しい状況にあります。病気がけがは予測なしに突然にやってくる。

もし、健康保険がなかったらどうなるでしょう。多額の医療費の負担で家族みんなが苦しみ、肉体的、精神的、経済的、苦痛までを背負い込まなければなりません。このようなとき、みなさんが納めている保険料が医療費の一部にあてられます。みなさんの医療費はムダなく有効的に使われています。今、一度医療費について再認識してみようではありませんか。

## 医療費の負担は

みなさんが病院や診療所で治療を受けるとかかった医療費の三〇％を窓口で支払い、残りの七〇％は保険で負担しております。その内訳は国と市で四六％を負担し、残りの二四％について被保険者のみなさんが納める保険料で負担しております。

では、もし医療費が増えつづけるようなのでしょいか。国保財政は圧迫され、相互扶助を目的とした健全な国保運営をしていくためには保険料の値上げをしなければならなりません。

医療費が増えたと

医療費が毎年ふえつづけていることは皆さんもご存知でしょう。ここ四、五年はずつと、前年に比べて二〇％近い割合でふえています。この調子でふえつづけると、五年たてばおよそ倍になってしまいう計算になります。いったい、こんなにふえる医療費を負担するのは誰でしょう。それは、次のように、ほかならぬ皆さん自身なので

かりに医療費が二〇％ふえると皆さんの負担する保険料も当然二〇％ふえることとなります。つまり、医療費がふえつづける限り、保険料も上昇をつづける宿命にあるのです。

## 保険料のこれから

医療費は国・府の支出金とともに、皆さんが負担している保険料とで賄われています。ですから医療費がふえれば、それにつれて当然保険料も引き上げられなければならぬこととなります。

ただ、いままでは、ほとんどふえる医療費が、そのまま直接、被保険者皆さんの肩にかぶさることのないよう、あらゆる手をつくして財源をさがし、保険料の値上げをできるだけおさえてきました。しかし、もうどうにもやりくりつかなくなっているのが現状です。これからは、医療費がふえれば、ストレートにそれを被保険者に負担していただくより方法がなくなっています。

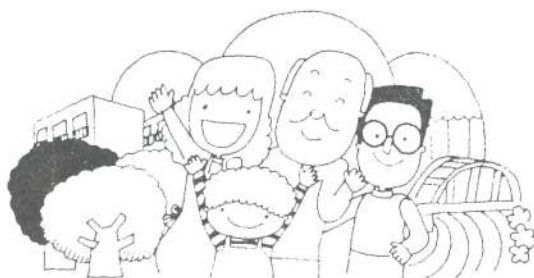
国保料は毎月末に忘れず納めましょう。

シマツタ!!ではおそい

## 保険料の納め忘れ

## 納期内に納付を

国民年金の保険料は毎月納められていますか。今一度たしかめてください。本村では毎月末までに納めていただくことになっています。まだ納付されていない人は、早急に納付してください。



ふだんからの心がけが大切

国民年金は、老後の大切な所得保障のひとつですが、加入中にも病気やケガがもとで障害者となったりご主人が亡くなって母子家庭となったりなど、障害年金や、母子年金を受けることができず生活の支えとなります。

しかし、保険料の納め忘れや、滞りがあるとこれらの給付が受けられない場合もあります。また、長期間保険料を滞納すると、時効(2年)によりさかのぼって納付

できなくなり、老齢年金の受給資格にも支障をきたすこととなります。

ふだんから、きちんと保険料を納めるよう心がけていけば、いづれにせよ心も丈夫です。なお一年に何回も保険料を納めるのが面倒だと言われる人には、前納(割引もあり)や、口座振替をお勧めします。

便利な口座振替を

口座振替を利用しますと、金融機関があなたにかわって指定の預

## すみやかに届出を

## 年金を受けている人が住所を変更したとき

国民年金を受けている人が住所を変更されたとき、支払いを受けている金融機関の変更をされたいときには、すみやかに届出をしてください。届出が遅れたり、出し忘れれば、支払いの通知書が届かなくなったり、年金の支払が変更前の金融機関へ振込まれて支払月を受取れないこととなります。届出については、受けておられる年金によって次の二つに区別され提出先も違ってくるので注意してください。

## ◆老齢年金・通算老齢年金

「国民年金老齢(通算老齢)年金受給権者住所・支払機関変更届」を社会保険庁年金保険部業務第二課(〒108東京都杉並区高井戸西三

金口座から指定した日に自動的に保険料が納付され忘れぬ心配がありません。千早・東阪郵便局でも口座振替納付を出来るようになります。手続きは郵便局へ。口座振替依頼用紙は、金融機関(郵便局は除く)又は役場(連絡所)にあります。

## 納付の困難な人には

## 免除制度も

加入者は保険料を納めなければなりません。強制加入の人で所得が少なく保険料をどうしても納めることができないときには免除される制度もあります。納められないからといってそのまま放っておかず、役場国民年金係へご相談ください。

丁目五番(二四号)へ直接郵送してください。

## ◆障害年金・母子年金・寡婦年金

「国民年金受給権者住所変更届」を、また同時に年金の支払いを受ける金融機関も変更される場合は「国民年金払渡方法・払渡希望機関変更届」をあわせて役場国民年金係へ提出してください。各変更届の用紙は役場保険課又は、国民年金を取扱う社会保険事務所に備えてあります。なお、年金の支払いを受けられる金融機関は国庫金を取り扱う銀行・相互銀行・信用金庫・農協等とされていますので変更届に受給権者本人名義の預金通帳の記号番号を記入し、その金融機関で証明をうけてください。また郵便局についても安全確実な口座振込ができますのでご利用ください。

保険料は安全確実な口座振替納付制度をお勧めします。

## 最低賃金改正のお知らせ

大阪府下における最低賃金は、府下のすべての産業に適用される大阪府最低賃金と、繊維産業など四産業について適用される産業別最低賃金とが定められていますが、今回、これらの最低賃金のすべてが次のとおり改正されましたのでお知らせします。

事業主の方は、改正された最低賃金を遵守され、また、使用する労働者に、その内容を周知されるようお願いいたします。

(注1) 労働者に支払う賃金は、次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

(一) 精・皆動手当、通勤手当、家

| 最低賃金の件名                    | 最低賃金額(注1)      |              | 効力発生日    |
|----------------------------|----------------|--------------|----------|
|                            | 1 日            | 時間給者については1時間 |          |
| 大阪府最低賃金                    | 3,352円         | 423円         | 57・9・30  |
| 繊維産業最低賃金<br>(和服製造業を除く)(注2) | 3,438円         | 430円         | 57・10・31 |
| 機械・金等<br>製品製造業<br>最低賃金     | 電気機械器具製造業以外のもの | 475円         | 57・10・31 |
|                            | 電気機械器具製造業      | 425円         |          |
| 卸売業・小売業<br>最低賃金            | 卸売業            | 465円         | 57・10・31 |
|                            | 小売業            | 450円         |          |
| 塗料製造業最低賃金                  | 4,075円         | 510円         | 57・10・31 |

族手当」  
(一) 一月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)  
(三) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)  
(四) 時間外、休日、深夜労働に対する賃金など。

(注2) 繊維産業最低賃金においては、中学校卒業後一年未満の期間内に雇入れられた者であつて、雇入れ後一年未満のものについては一日三、三八五円、時間給者一時間四二五円。

詳しくは、羽曳野労働基準監督署(☎〇七二九一五六一七二六)へお問い合わせください。

私立学校(高校・大学及び大阪府内の専修学校高等課程、専門課程)の入学資金をお貸しします

## 資格

昭和58年4月に私立学校へ進学を希望する生徒の保護者(大阪府民)ただし、所得制限があります

## 貸付額・募集人員

私立高校 14万円 1500名  
私立大学 18万円 500名  
私立専修学校高等課程

私立専修学校専門課程 14万円 30名  
各無利子 18万円 30名

## 募集期間

昭和57年12月15日(昭和58年1月19日)ただし私立高校、私立専修学校高等課程の併願者は昭和58年2月23日まで申込みできます

## 申込用紙

在学(出身)学校にあります。  
お問合せ  
大阪府教育委員会  
(〇六)九三三一一九一五

## 食糧管理法の改正

## 改正理由

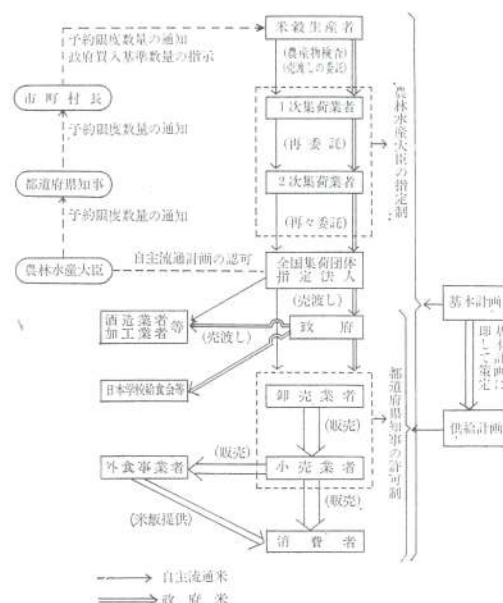
食糧管理法は、昭和十七年に制定され戦中、戦後の食糧の絶対不足を前提としており、配給制度という公平配分を目的としたものでした。

そのため需給の変動や、消費者ニーズへの即応に困難が生じたり購入券規制や個人間の非営利的譲渡行為の原則的禁止など実態と制度との間に、かい離が生ずることとなりました。そこで需給事情の変動、消費者の需要の多様化などに的確に対応しつつ、国民の必要とする米を安定供給できるような制度を確立するため今回の法改正が行なわれました。

## 法改正の内容のあらまし

今回の改正は国民の必要とする米を政府が責任をもって管理するという制度の基本を維持しながら需給事情の変動、消費者ニーズの多様化などに的確に対応し、国民に安定供給する制度を確立するためのものです。

## 米穀流通制度の仕組み



その骨組みとなる主な改正点は次のとおりです。

一、厳格な配給制度の廃止  
配給割当、配給計画や米穀通帳の発給といった配給統制のしくみは通常時廃止することとなりました。

二、基本計画及び供給計画の策定  
政府は米穀管理の基本的準則として、毎年基本計画を樹立し、これを公示することにより関係者の指針とすることになりました。

三、流通業者の地位と責任の明確化  
集荷業者及び卸小売業者等の販売業者は、生産者から消費者までの米の流通を担う重要な役割を担うこととなりますので、この流通ルートを特定化し、国及び都道府県の監督のもとに置くことにしました。

四、個人間の流通規制の緩和  
個人間の非営利的譲渡行為については規制の意味がなくなり、これを解除することになりました。以上が今回の主要な改正事項です。詳しくは産業建設課までお問い合わせください。

## 人権意識の高揚

最近、わが国においても人権思想の普及高揚が図られ、これにもなつて国民の権利意識もまた高揚し、自己の権利・利益の主張が積極的に行われるようになりまし

た。しかしながら、一方において家族間・近隣住民間・地域住民間などにおいて日常生活のレベルにおけるさまざまな人権問題が発生しています。これらの中には、当時者がいずれも自己の立場を主張し正当化するに急なあまり、相手の立場を顧みないために起つたものがかなりみられます。このような自己中心的な風潮は人々の連帯感や信頼関係を失わせひいては社会生活を荒廃させてい

くおそれがあり、まことに残念なことであります。

自分の権利を主張すべきことは当然ですが、同時に人権は、すべての人が等しく持っているものであることを十分に認識し、その行使にあたっては、常に他人の人権とかかわりを考えなければ真の人権尊重の実をあげることができません。

そのためには、私たち一人ひとりが相互理解の精神、つまり、お互いに相手の立場を尊重し合う心の通つた豊かな人間関係をつくりだすことに努め、その輪を社会全般に広め合い、お互いの人権が尊重される豊かな人間社会を実現させましょう。

### 57年度第五回

#### 大阪府男子警察官募集

※募集人員 約120名

※受付期間 12月22日(火)～1月11日(火)

※試験日 1月16日(日)

※試験会場 (予定)

○大阪府警察学校

(国鉄片町線「津田」駅下車  
東へ徒歩約10分)

○近畿管区警察学校

(国鉄阪和線「堺市」駅下車東  
へ徒歩約15分)

※試験会場は受験票交付時に指定します。

※受験資格等 ○年齢男子18歳以上28歳未満(昭和58年4月1日現在)

○試験区分 A区分：学校教育法

## 笠松 齊氏 黄綬褒章受章

経済活動に功績があったとして千早赤阪村大字中津原八三番地、笠松 齊氏(六三)が黄綬褒章を受章されました。

現在、京都相互銀行代表取締役社長

## 歳末助け合い運動

### 募金受付中

本年も、残り少なくなりました恵まれない人達が明るく楽しいお正月を迎えられるよう千早赤阪村共同募金会では、十二月一日より十五日まで歳末助け合い運動を行なっております。

皆様よりいただく善意は、村内要保護世帯、施設入所者、援護児童等の方たちへお見舞いとしてお贈りする予定です。

積極的にこの運動をおし進めたいと思ひますので、村民のみならずまの協力をお願い致します。

#### ◎実施主体

千早赤阪村共同募金会

#### ◎実施協力団体

千早赤阪村民生委員協議会

#### ◎募金期間

昭和五十七年十二月一日から十五日まで

#### ◎募金受入窓口

千早赤阪村民生(児童)委員または千早赤阪村共同募金会事務局(役場住民課福祉係内)で受け付け致します。

## 工業統計調査にご協力を

通商産業省では、毎年十二月三十一日現在で、工業統計調査を実施しています。

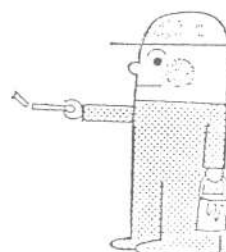
この調査は、工業の実態を明らかにするために、製造業に属する事業所及び企業の本社・本店等の全事業所について調査する国の重要な統計調査です。

また今回は、従業者三十人以上の事業所において、エネルギー消費の実態を明らかにするため「エネルギー消費構造統計調査」を同時に行うことになりました。

調査にあたっては、大阪府知事によって任命された調査員が貴事業所に伺い調査票の記入をお願いいたします。調査票に記入されたことからは統計資料以外、たとえば課

税額の算定などの資料には、一切使用しませんので安心して記入してください。

時期的に大変お忙しいとは思いますが、調査の趣旨と重要性をご理解のうえ、よろしくご協力くださいますようお願い致します。



## 村傷痍軍人会より

### お知らせ

村傷痍軍人会は、村内在住で、戦争により傷つき、あるいは病に倒れた戦傷病者の方々が、自らの身体の障害を克服し、互いの連携を深めるために去る6月に結成されました。村内における戦傷病者の方で、未だ国家補償等の申請手続をされていない方がおられましたら下記まで相談にお越しく下さい。

西 英 一

住所 千早赤阪村大字小吹  
六八番地の三三九  
電話 二一七三三三

### お悔み申し上げます

武田伊三氏 小吹九八〇  
八〇歳(前千早赤阪村長)  
十二月三日午前九時十五分  
入院先の国立大阪南病院(河内長野市)で死去されました  
同氏は、昭和四十年から村  
議会議員を二期務められたあ  
と、四十七年七月から村長を  
一期務められました。

昭和五十八年度

# 村立幼稚園児募集

## ▼対象児

五歳児は昭和五十七年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者。  
四歳児は昭和五十七年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた者。



（ただし、当村に居住する四歳児、五歳児に限ります。）

## ▼募集期間と受付時間

昭和五十七年十二月十四日（火）と十五日（水）の午後一時三十分から四時まで各園で行います。

## ▼申込み先

赤阪幼 千早赤阪村大字水分五  
六番地  
電話二〇三五六

千早幼 千早赤阪村大字中津原  
一〇六番地  
電話二〇〇二〇

多聞幼 千早赤阪村大字千早一

〇四一番地の三

電話四一〇一三七

小吹台幼 千早赤阪村大字小吹

六八番地の七八〇

電話二一七二一九

申込みの時は、必ず幼児同伴でおこしください。

## ▼問い合わせ先

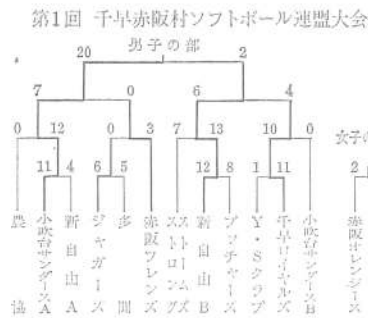
村教育委員会  
電話二一〇八二



## 第一回ソフトボール

## 大会開催される

去る十月二十四日（日）、中学校グラウンドにおいて、第一回ソフトボ



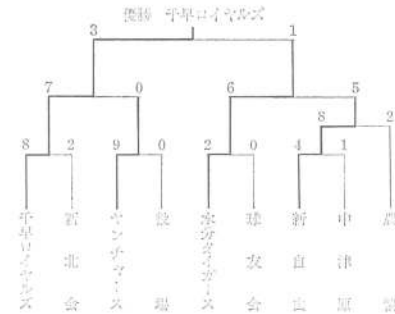
ール大会（主催・千早赤阪村ソフトボール連盟（杉本武尚会長））が開催されました。  
当日は、参加十四チームにより盛大に行なわれ、無事終了しました。  
なお、結果は次のとおりです。  
優勝 小吹台サンダースA  
準優勝 新自由B

## 秋季軟式野球大会

## 千早ロイヤルズ

## チーム優勝

去る十一月十四日（日）と二十一日（日）にわたり中学校グラウンドにおい



て、村軟式野球大会が開催され、参加九チームによる実力伯仲の好ゲームが展開されました。  
結果は次のとおりです。  
優勝 千早ロイヤルズ  
準優勝 水分タイガース

## 教室の窓

## 婦人学級の近況

好天に恵まれた十月二十六日、教室の中から一步はなれ、古市古墳群の学習として、藤井寺北小学校、野中教頭先生を講師として迎え、高井田古墳、野中寺、道明寺天満宮を見学に行きました。  
各場所では、ポイントをおさえられ、ユーモアのある話の中で参



加されたみなさんは多くのことを学習されました。  
なお、第六回目として十一月三十日、お正月料理の実習を自然休養村センターで実施しました。

## 第1回

## 文化展終わる



十一月二日～四日の三日間にわたり、千早赤阪村役場別館において、第一回文化展を開催いたしました。

俳画、ペーパーフラワー、アートフラワー、写真等約二〇〇点の出品があり、見学者も三日間で三〇八名のほり、盛況のうちに無事終わることができました。  
第二回には、今年出品されなかったかたがたも出品していただきさらに充実した文化展にしていきたいと思ひます。

三胸やけ三

飲んだり  
食べたり

を控え目に



暮れから正月にかけての年末年始は、ともすると食べすぎや、飲みすぎから、胃はオーバー・ワークを強いられ、働き疲れ、みぞおちのあたりに、胃から突き上げてくる焼けるような鈍い痛み。これが、胸やけの一般的な症状です。

## 年末年始特集

胸やけは、ふつう胃の中の酸つまり胃酸が増え、食道を逆流するため起こることが多いといわれていますが、逆に胃酸が少なくて起こる場合もあります。

いづれにしても、胸やけで苦しいときには、しばらく飲んだり食べたりするのを控えて、胃に負担をかけないようにすることが大切です。

ですから、食事はなるべく消化のよいものを少量とるか、一回抜くのも「胸やけ」に良い「治療法」です。



## 明るい村

ふだんの生活では、胃が疲れたなど感じたら食事を控え目にするとともに、規則正しい生活を心がけることが大事です。



歳末には例年各種の犯罪が多く発生し、村内でもあきすや、ひったくりなどが多く発生しております。警察、防犯協議会防犯委員では総力をあげて歳末防犯運動を実施しております。

皆さんも地域の防犯委員さんと協力し、次のことに注意して被害にかられないようご協力ください

△あきすの予防▽  
家をルスにするときは確実な戸締りでご近所に「ルスの頼み合い」を。

特に勝手口、台所、風呂場の窓などの施錠を確実に。

△ひったくりの予防▽  
歩車道の区別のない道路を歩くとき、バックは車の通る反対側の手に持ちましょう。

△オートバイ・自転車盗の予防▽  
最近、特に少年によるオートバイ盗、自転車盗が増加しております。少年非行防止と被害防止のためオートバイ・自転車は必ずキーを抜き、クサリ錠をかけましょう

千早赤阪村防犯委員会

(昭和57年12月1日)

昭和58年1月15日

年末・年始の  
交通事故防止運動

年末・年始には外出や車を運転される機会が多くなり、交通混雑交通事故が増えます。また、忘年会・新年会等飲酒の機会も多く、飲酒運転による重大事故の多発が予測されます。

次のごときを守り、年末・年始の交通事故を防止しましょう。



●飲酒運転は絶対にやめよう  
●安全速度は必ず守ろう  
●不用不急の車の使用は自粛しよう

※ミニバイクも交通ルールを守ろう



## 年末年始のゴミ収集について

年末年始のゴミの収集は、日程表の通り行います。ただし、南河内清掃施設組合に直接ゴミを持ち込まれる方は、役場発行の「ゴミ持込み券」が必要ですので十二月二十九日(金)午前中に印鑑持参の上おこしください。

① 一月七日(金)以降は平常どおり収集を行います。

## 診療所の休診お知らせ

お知らせ

診療所の年末年始の診療日を次のとおり変更致しますので、おまじがえのないようご注意ください。

十二月二十九日(金) 午後休診  
十二月三十日(土) から

一月四日(火)

まで休診  
一月五日(水) 午後休診



## ゴミ収集日程表

|           |         |
|-----------|---------|
| 12月23日(木) | 資源ゴミ収集日 |
| 28日(火)    | 普通ゴミ収集日 |
| 30日(木)    | 普通ゴミ収集日 |
| 31日(金)    | 休 み     |
| 1月4日(火)   | 休 み     |
| 7日(金)     | 普通ゴミ収集日 |
| 13日(木)    | 粗大ゴミ収集日 |

※ミニバイク指導日 12月28日(火)

※交通安全デー 12月15日(火)・1月15日(土)

※飲酒運転追放デー 12月24日(金)・25日(土)

※歩行者・自転車安全強調日 1月8日(土)

12月中の交通渋滞予想日 10日(金)、15日(火)、20日(月)、27日(月)

府下一斉の交通安全指導日

酒は飲むまい 飲まずまい

事故を呼ぶ

守ろう

子供、お年寄りを交通事故から

# 行事予定表

## 12月



|      |                                                       |                                           |
|------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 10 金 | 一般ゴミ収集日<br>精神衛生相談（富田林保健所）                             | 13:00～16:00                               |
| 11 土 |                                                       |                                           |
| 12 日 |                                                       |                                           |
| 13 月 | 自動車文庫（役場）<br>（中学校）<br>10ヶ月児検診（富田林保健所）                 | 11:10～11:50<br>12:50～13:30<br>12:30～13:00 |
| 14 火 | 一般ゴミ収集日<br>母親教室（富田林保健所）                               | 13:00～16:00                               |
| 15 水 | 自動車文庫（奥千早）<br>（小吹台）<br>療育相談（富田林保健所）                   | 11:20～12:00<br>12:50～14:10<br>13:00～14:00 |
| 16 木 |                                                       |                                           |
| 17 金 | 一般ゴミ収集日<br>精神衛生相談（富田林保健所）<br>3才児検診（富田林保健所）<br>早朝尿持参の事 | 13:00～16:00<br>12:30～13:00                |
| 18 土 |                                                       |                                           |
| 19 日 |                                                       |                                           |
| 20 月 | 3ヶ月児検診（富田林保健所）                                        | 12:30～13:00                               |
| 21 火 | 母親教室（富田林保健所）                                          | 13:00～16:00                               |
| 22 水 |                                                       |                                           |
| 23 木 | 資源ゴミ収集日                                               |                                           |
| 24 金 | 一般ゴミ収集日<br>精神衛生相談（富田林保健所）                             | 13:00～16:00                               |
| 25 土 |                                                       |                                           |
| 26 日 |                                                       |                                           |
| 27 月 | 10ヶ月児検診（富田林保健所）                                       | 12:30～13:00                               |
| 28 火 | 一般ゴミ収集日                                               |                                           |

29 水 役場御用納め  
村診療所午後休診

30 木 一般ゴミ収集日  
村診療所休診4日まで

31 金

## 58年

## 1月



1 土 元 日

2 日

3 月

4 火

5 水 役場御用始め  
村診療所午後休診

6 木

7 金 3才児検診（富田林保健所） 12:30～13:00  
早朝尿持参の事  
精神衛生相談（富田林保健所） 13:00～16:00  
一般ゴミ収集日

8 土

9 日

10 月 10ヶ月児検診（富田林保健所） 12:30～13:00

11 火

12 水 自動車文庫（小吹台） 12:50～14:10  
精神衛生相談（富田林保健所） 9:30～12:00

13 木 粗大ゴミ収集日

14 金 精神衛生相談（富田林保健所） 13:00～16:00

**休日診療所**

富田林病院正門左側  
向陽台一丁目3-38  
TEL 8-1333

診療日 日曜日・祝日  
年末年始（12月30日～1月4日）  
診療科目 内科・小児科  
受付 午前10時～11時半  
午後1時～4時半